

○村山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年12月16日

条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、本市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (3) 申請の資格
- (4) 申請受付期間
- (5) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (6) その他市長等が定める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、その旨を申請しなければならない。

- (1) 管理業務の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長等が定める書類

(選定方法等)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 公の施設の運営が利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準に適合するものであること。

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると判断したときは、第2条の規定による公募によらず、本市が出資等している法人又は公共団体若しくは公共的団体(次項において「出資団体等」という。)を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うとともに、前条各号に照らし総合的な判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、前2条の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定しなければならない。

(協定の締結)

第7条 市長等は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と管理に関する協定を締結しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、当該指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長等は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても当該賠償の責を負わない。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、年度が終了したとき、又は年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、市長が別に定める日までその管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市

長等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
 - (2) 使用料及び利用に係る料金の収入の実績
 - (3) 管理に係る経費の収支状況
 - (4) その他管理の実態を把握するために必要な事項
- (原状回復義務)

第11条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は[第9条第1項](#)の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、当該管理しなくなった公の施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失により管理する公の施設を損壊し、又は滅失したときは、当該行為によって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(村山市個人情報保護条例の一部改正)
- 2 [村山市個人情報保護条例\(平成17年村山市条例第3号\)](#)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)